

令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

1. 給付金について

令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえて、令和6年度における個人住民税均等割非課税世帯に3万円を支給します。

2. 手続きについて

■【令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給のお知らせ】が届いた方

内容に間違いがなければ、申請手続きの必要はありません。

令和7年4月28日以降順次、支給しますので、通帳記入等で入金をご確認ください。

●給付を辞退する場合

同封の「令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金受給拒否の届出書」を提出してください。（提出期限：令和7年4月16日）

●支給口座を変更したい場合

同封の「令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給口座登録等の届出書」を提出してください。（提出期限：令和7年4月16日）

■【令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書】が届いた方

記載例を参考に記入の上、令和7年7月31日までに、提出してください。書類に不備等がなければ、町が確認書を受領してから概ね1か月後を目安に振込を行います。支給決定通知書等は送付しませんので、通帳記入等で入金をご確認ください。

■【令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書（請求書）】が届いた方

下記3. 支給の対象となる方をお読みいただき、世帯員全員の住民税が非課税である場合は、同封の「令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書（請求書）」に、令和6年1月1日時点で住民基本台帳に登録されていた市町村において発行された**令和6年度住民税非課税証明書**（または課税証明書）と、その他申請書裏面に記載の書類を添付して提出してください。
（提出期限：令和7年7月31日）

3. 支給の対象となる方

基準日（令和6年12月13日）に、早川町の住民基本台帳に登録されていて、世帯員全員が令和6年度個人住民税が非課税である世帯の世帯主。

ただし、上記に該当する場合も、次のいずれかに該当する場合は、支給対象となりません。

- (1) 市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯。
- (2) 租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていないものを含む世帯。

(3) 転入されたかたで、前住所の自治体などですでに同様の給付金を受給した世帯。

4. 給付額

3万円

※18歳以下の児童がいる世帯は、児童一人につき2万円加算。

お問合せ先 早川町役場まちづくり政策課 政策担当 0556-45-2513

給付金詐欺にご注意ください！

給付金の手続きのしていただくにあたり、現金自動預払機（ATM）で操作をお願いすることはありません。